



<p>(新設)</p>	<p>4. <u>前項の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または本規定等に違反するおそれなどの取引の全部または一部を制限すべき相当な事由があると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限させていただくことがあります。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5. <u>前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または本規定等に違反するおそれなどの取引の全部または一部を制限すべき相当な事由が合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引等の制限を解除いたします。</u></p>
<p>3. 解約によりご返却する資金が発生した場合には、契約者が指定する当社もしくは当社以外の金融機関口座へ振込を行うことで、契約者に対する一切の責を免れるものとします。</p>	<p>6. 解約によりご返却する資金が発生した場合には、契約者が指定する当社もしくは当社以外の金融機関口座へ振込を行うことで、契約者に対する一切の責を免れるものとします。</p>

以上